宇佐市スポーツ大会等出場補助金交付要綱

平成31年３月25日

宇佐市告示50号

　　　改正　令和２年12月１日宇佐市告示第274号　令和６年３月25日宇佐市告示第91号

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇佐市におけるスポーツの競技力向上及び振興を図るため、スポーツ大会、競技会又は公認記録会（以下「スポーツ大会等」という。）に出場又は参加をする者に対し、宇佐市スポーツ大会等出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象大会）

第２条　補助金の交付の対象となるスポーツ大会等（以下「補助対象大会」という。）は、国、都道府県又は公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会若しくはその他全国規模の競技団体（いずれも加盟団体等の県規模以上の競技団体を含む。）が主催（主管を含む。）又は共催若しくは後援する次の大会とする。ただし、出場資格が特定の団体である場合を除く。

(１)　九州大会

(２)　西日本大会

(３)　全国大会（国民体育大会を除く。）

(４)　国際（世界）大会

(５)　その他前各号と同等規模であると市長が認める大会

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国、都道府県若しくは都道府県規模以上の競技団体の推薦等又は都道府県大会規模以上のスポーツ大会等の予選会により、補助対象大会への出場資格を得た市内に住所を有する個人又は市内に所在する団体であって、補助対象大会の実施要項等の規定により登録されたものとする。

２　前項に規定する個人には、市内に所在する団体に所属する市外に住所を有する個人を含むものとする。

３　市内のスポーツ少年団に所属する個人（市外に住所を有する個人を除く。以下この項において同じ。）が前２項の規定により補助対象者となる場合であって、当該個人が補助対象大会に個人出場するときは、当該個人（同一のスポーツ少年団に所属し、同一の補助対象大会に出場する当該個人以外の個人を含む。）及び当該個人を引率する者（同一のスポーツ少年団につき１名に限る。）を１の補助対象者とし、団体として取り扱うものとする。

４　市外に所在する団体に所属する市内に住所を有する個人が第１項の規定により補助対象者となるときは、その出場又は参加が団体としてするものであっても、個人として取り扱うものとする。

５　個人が個人及び団体のいずれでも補助対象者となるときは、前項の規定を除き、団体として取り扱うものとする。

６　前各項の規定にかかわらず、宇佐市中学校体育大会出場補助金交付要綱（平成24年宇佐市告示第126号）に基づく補助金が交付される者は、補助対象者としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表に定める額とする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第５条第１項の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　予選会の実施要項等及び成績が確認できる書類

(２)　補助対象大会の実施要項等

(３)　補助対象大会の実施要項等に基づき登録された者の名簿及び参加者数が確認できる書類

(４)　推薦書、派遣依頼書又は補助対象大会の出場資格を証する書類の写し（予選会を経ない場合に限る。）

(５)　国、県、他市町村、主催者等が大会出場に係る経費の一部を弁償する場合は、その弁償の内容のわかる書類

２　補助金の交付申請回数は、同一個人又は同一団体につき年度に２回までとする。

（大会結果の報告）

第６条　補助金の交付を受けた者は、補助対象大会の終了後、速やかに大会結果報告書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

　（宇佐市全国スポーツ大会出場補助金交付要綱の廃止）

２　宇佐市全国スポーツ大会出場補助金交付要綱（平成27年宇佐市告示第121号）は、廃止する。

　（経過措置）

３　前項の規定による廃止前の宇佐市全国スポーツ大会出場補助金交付要綱の規定により申請のあった補助金については、なお従前の例による。

（見直し）

４　市長は、補助金の効果、必要性を審査し、この要綱の施行の日から３年ごとに補助金交付の可否について見直しを行うものとする。

附　則（令和２年12月１日宇佐市告示274号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月25日宇佐市告示第91号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小、中学生 | | | 高校生・一般 | | |
| 個人 | 団体 | | 個人 | 団体 | |
| （10人未満） | （10人以上） |
| （10人未満） | （10人以上） |
| 大分県 | 1,500 | 1,000×人数 | 10,000 | 1,000 | 500×人数 | 5,000 |
| 九州（大分県、沖縄県除く） | 4,500 | 3,500×人数 | 35,000 | 3,500 | 2,500×人数 | 25,000 |
| 近畿･中国･四国･沖縄県 | 7,500 | 6,000×人数 | 60,000 | 6,000 | 4,500×人数 | 45,000 |
| 関東･中部 | 10,500 | 8,500×人数 | 85,000 | 8,500 | 6,500×人数 | 65,000 |
| 東北･北海道 | 13,500 | 11,000×人数 | 110,000 | 11,000 | 8,500×人数 | 85,000 |
| 国外 | 27,500 | 22,500×人数 | 225,000 | 22,500 | 17,500×人数 | 175,000 |

備　考

１　国、県、他市町村、主催者等が大会出場に係る経費の一部を弁償する場合は、補助金の額から当該弁償する額を差し引くものとする。

２　この表及び前項の規定にかかわらず、選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校軟式野球選手権大会、全国高校サッカー選手権大会又は全日本高等学校女子サッカー選手権大会に大分県代表として団体で出場する場合の補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

様式第１号（第６条関係）

大会結果報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

宇佐市長　　　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

電　話

　　宇佐市スポーツ大会等出場補助金交付要綱第６条の規定に基づき、スポーツ大会等の結果について、次のとおり報告します。

１．補助対象大会

２．開催日時

３．開催会場

　４．補助対象者

５．大会結果

　６．備考

　※大会開催後、速やかに報告すること。

※大会結果又は実際に参加したことがわかる資料等を添付すること。